

# 一般社団法人 京都府木材組合連合会

## 京都府産木材認証制度実施プログラム

- ①平成30年5月1日 指定
- ②令和元年 5月13日 プログラム変更承認（府内加工証明を付加）
- ③令和元年12月27日 プログラム変更承認（京都の木証明を付加）
- ④令和2年10月16日 プログラム変更承認（認定登録現地調査要領変更）
- ⑤令和3年 3月23日 プログラム変更承認（認証等手続き改正）
- ⑥令和3年 6月30日 プログラム変更承認（府内加工証明廃止）

この実施プログラムは、京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日6林第597号農林水産部長通知、以下「実施要綱」という）第3条第2項の規定により、一般社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という）が、京都府産木材認証制度における京都府産木材認証及び京都府産木材証明を指定認証機関として適正に行うにあたって必要な事項を定めるものとする。

### 【定義】

この実施プログラムにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証

実施要綱第2条第1項第9号に基づく京都府産木材認証（指定認証機関による京都府産木材証明書及びウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 計算書の発行）をいう

#### 2 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書

当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証された木材であることを証する書面をいう

#### 3 京都の木証明

実施要綱第2条第1項第10号に基づく京都府産木材証明（指定認証機関による京都府産木材証明書の発行）をいう

#### 4 京都の木証明書

当該木材が京都の木証明をされた木材であることを証する書面をいう

#### 5 認証機関登録事業体

実施要綱第2条第1項第10号に基づく京都府産木材証明に係る認証機関登録事業体をいう

## 【実施プログラムの構成】

### I ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証（京都府産木材認証）

- 1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証
- 2 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の手続き及び様式
- 3 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書の発行及びウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 計算書において算出する二酸化炭素の排出量の計算方法
- 4 事後調査の実施
- 5 取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークに対する指導・助言について
- 6 取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークに対する二酸化炭素排出の抑制等のための助言について

### II 京都の木証明（京都府産木材証明）

- 1 京都の木証明
- 2 認証機関登録事業者の認定及び登録
- 3 京都の木証明の手続き及び様式
- 4 京都の木証明書の発行
- 5 事後調査の実施
- 6 取扱事業者、緑の事業者、緑の建築ネットワーク及び認証機関登録事業者に対する指導・助言について

### III ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続き

- 1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続き及び様式
- 2 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書と京都の木証明書の発行
- 3 事後調査の実施

I ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証（京都府産木材認証）

1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証

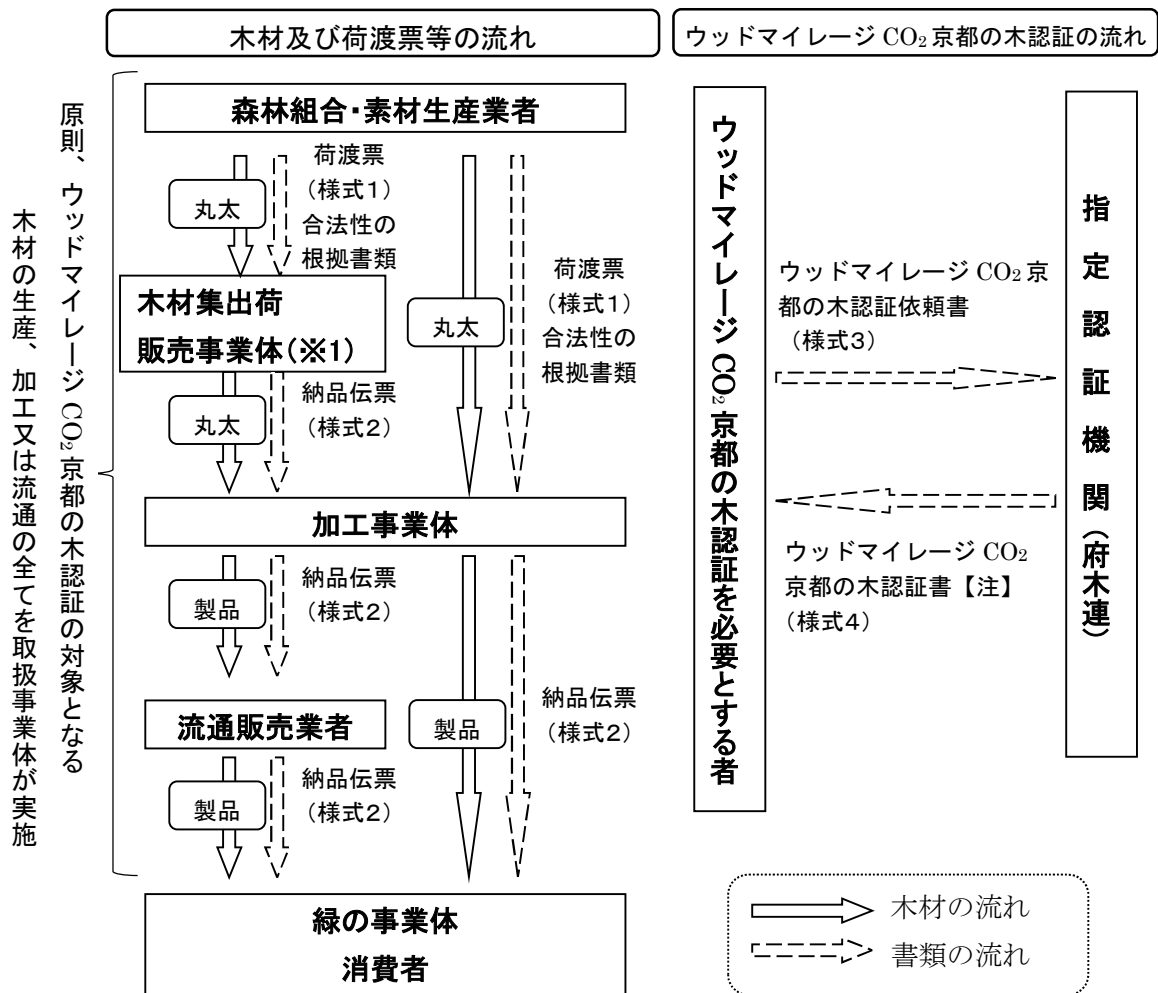
ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証は、京都府産木材認証制度実施要綱の運用について第2の規定に基づき実施する。

2 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の手続き及び様式

(1) 取扱事業者が整備する荷渡票及び納品伝票（以下「荷渡票等」という。）について

京都府産木材認証制度実施要綱の規定に基づき知事から認定を受けた取扱事業者は、実施要綱第15条第1項の規定により、京都府産木材の丸太又は丸太以外の木材を譲り渡す場合に必要な事項が記載された荷渡票等をこれらを譲り受ける者に提出する。

図-1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の流れ



※1 木材集出荷販売事業者とは、原木市場、原木中間土場（ストックヤード）運営者等、原木の流通販売事業者等の木材の集出荷販売を行う事業者をいう。

【注】ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証は、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証依頼書に添付された荷渡票等を基に行うため、荷渡票等で確認できる木材の生産、加工又は流通の段階での認証となる。

### **森林組合・素材生産業者**

生産した丸太を、木材集出荷販売事業者及び加工事業体に出荷する際に発行する荷渡票に、当該丸太の、出荷日、樹種、本数又は材積、伐採された地域、取扱事業者名及び認定番号、及び当該丸太の材料となる樹木が法令に適合して伐採された旨などを記す。(参考【様式1】)

また、森林組合・素材生産業者は、当該丸太の生産に係る合法性の根拠書類及び譲り渡しに係る帳票類を5年間、管理・保管する。

### **木材集出荷販売事業者**

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる京都府産木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者からの入荷であることを確認する。

丸太の購入者(特に、本認証制度に参画している取扱事業者が購入した場合)に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号、納品日、品名(樹種)、数量(材積等)、生産地、当該丸太の合法性の確認結果、及び当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる旨を記載する。(参考【様式2】)

また、木材集出荷販売事業者は森林組合・素材生産業者が発行する荷渡票及び森林組合・素材生産業者から提供のあった合法性の根拠書類を5年間、管理・保管する。

### **加工事業者**

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる京都府産木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者からの入荷であることを確認する。

木材の購入者に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号、品名(樹種)、数量(材積等)、当該木材の原料となる樹木の伐採地が京都府である旨、当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨、及び当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる旨を記載する。(参考【様式2】)

加工事業者は、木材を販売した事業者が発行した荷渡票等を5年間管理・保管する。

ただし、森林組合・素材生産業者から丸太を直接購入した場合は、当該丸太に係る合法性の根拠書類も5年間管理・保管する。

### **流通販売業者**

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる京都府産木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者からの入荷であることを確認する。

木材の購入者に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号、品名(樹種)、数量(材積等)、当該木材の原料となる樹木の伐採地が京都府である旨、当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨及び当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象となる旨を記載する。(参考【様式2】)。

また、加工事業者等木材を販売した事業者が発行した納品伝票を5年間管理・保管する。

ただし、森林組合・素材生産業者から丸太を直接購入した場合は、当該丸太に係る合法性

の根拠書類も5年間管理・保管する。

**緑の事業者・消費者（施工業者等）**

京都府産木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者からの入荷であること、当該木材の入荷伝票に京都府産及び当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨の記載があることを確認する。

また、加工事業等木材を販売した事業者が発行した納品伝票を5年間管理・保管する。

## (2) ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証依頼書

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証に係る手続きは、次のとおりとする。ただし、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続きは、Ⅲのとおりとする。

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書（以下「認証書」という。）の発行を希望する者は、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証依頼書（以下「認証依頼書」という【様式 3】）に必要事項を記入し、必要な書類（※3）を添えて府木連に提出し、下記に定める申請手数料と発行手数料を合計した金額を支払う。

再度認証書の発行を希望する場合は、下記に定める発行手数料を支払う。

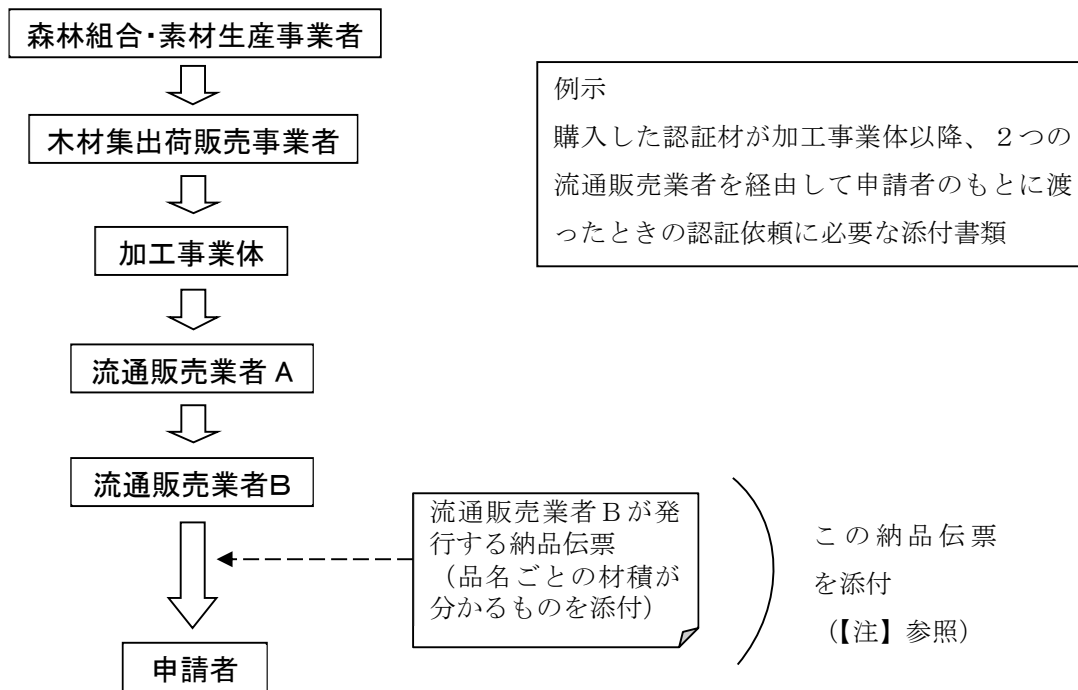
### 手数料（税込み）

認証手数料	基本額	協議会（※2）会員の額
申請手数料	7,040円/件	4,400円/件
発行手数料	1,760円/件	1,100円/件

※2 協議会とは、京都府産木材利用推進協議会をいう。

※3 必要な書類とは、納材業者から提出のあった申請者宛（施工業者宛て若しくは施主あて等）荷渡票等（又は請求伝票）の写しである。（図-2 参照）

図-2 認証依頼書に必要な書類



【注】 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証は、依頼書に添付された荷渡票等を基に行うため、荷渡票等で確認できる木材の生産、加工又は流通の段階までの認証となる。

【参考】 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証依頼書等の各申請様式は府木連のウェブサイトに掲載する。

### 3 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書の発行及びウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 計算書（以下、「計算書」という。）において算出する二酸化炭素の排出量の計算方法

#### （1）認証書の発行

府木連は提出された認証依頼書及び添付資料を基にウッドマイレージ CO<sub>2</sub> の計算を行い、認証書（【様式 4】）を発行する。

認証書を再度発行した場合には、当該認証書に再発行である旨及びその日付を記載する。

#### （2）計算方法

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> の計算には、京都府が定めている「京都府ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 計算基準」に基づき、過去の実績を基に、次に掲げる京都府産木材の用途ごとに算出したウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 平均値（京都府ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 係数）を用いて行う。

- ① 建築
- ② 公共土木
- ③ 家具・備品
- ④ 建築（特殊加工等）
- ⑤ 家具・備品（特殊加工等）

認証書には当該木材製品のウッドマイレージ CO<sub>2</sub> の値の根拠となる数値及び数式を記載し、その値が地球温暖化防止の観点からどのように評価されるべきものかを具体的な比較例を用いて一般消費者にもわかりやすいよう例示する。

#### 4 事後調査の実施

認証書を発行した木材の生産、加工、流通の確認及び京都府ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 係数の更新のため、以下の方法により事後調査を行う。

##### (1) 木材の生産、加工、流通の確認

- ① 毎月の認証書発行の一覧を翌月の7日までに京都府に報告し、併せて当該実績から1割の抽出を依頼する。
- ② 京都府により抽出された認証書発行案件について、当該木材の生産、加工、流通に係る荷渡票等(写)を取扱事業体から入手し、次に掲げる内容について、確認を行う。(図-4)

ただし、京都府産木材の丸太を生産する取扱事業体(素材生産事業者等)、又は木材集出荷販売を行う取扱事業体(原木市場等)から毎月京都府産の木材の丸太を調達し、その数量が年間 3,000 m<sup>3</sup>を超える取扱事業体の京都府産木材の丸太の入荷に係る荷渡票等を頻繁に入手する必要がある場合、その都度入手する入荷伝票の代わりに、樹種ごと入荷元の事業体ごとに毎月の入荷量を整理した一覧表と四半期ごとに1月分の荷渡票等に変えることができる。

##### 【確認事項】

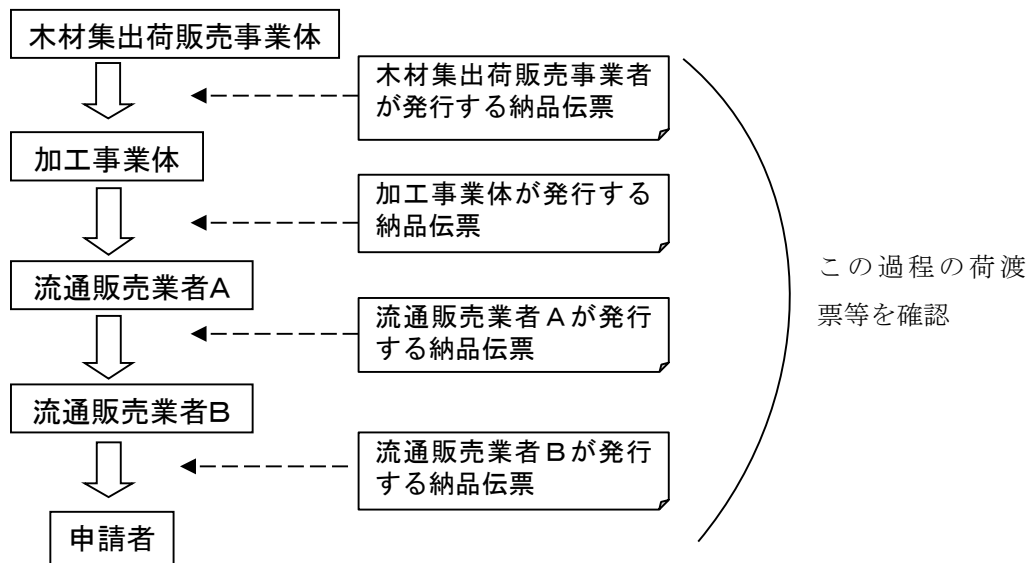
- ・木材の生産、加工、流通の過程における各伝票における品目ごとの材積、規格等の整合性がとれていること
  - ・伝票に、事業体認定番号、樹種、品目ごとの材積等、当該木材の原料となった樹木の伐採地域が京都府である旨、当該木材が法令に適合している旨、及び当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象である旨の記載があること
  - ・当該木材が取扱事業体のみにより生産、加工、流通された木材であること
- ③ 事後調査の実施結果について、京都府に報告する。
  - ④ 事後調査において錯誤又は故意による不正の疑いが発見された場合は、京都府が行う関係事業体へのヒアリング及び指導に協力する。

##### (2) 京都府ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 係数の更新

(1) の②により明らかとなった木材の生産、加工、流通状況から、3の(2)に掲げる用途ごとに京都府ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 係数を更新する。



図-4 事後調査で確認する伝票



5 取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークに対する指導・助言について

京都府に新規に認定申請のあった事業者に対して、府及び京都府産木材利用推進協議会と連携して、京都府産木材の分別管理、木材履歴を証明できる書類の管理、その他制度の運営について適切な指導及び助言を行う。

6 取扱事業者、緑の事業者及び緑の建築ネットワークに対する二酸化炭素排出の抑制等のための助言について

京都府産木材の利用に係る二酸化炭素排出の抑制等のための措置について、取扱事業者等に対するヒアリング時及び認証書の送付に合わせて助言を行う。

## II 京都の木証明（京都府産木材証明）

### 1 京都の木証明

京都の木証明は、京都府産木材認証制度実施要綱の運用について第3の規定に基づき実施する。

### 2 認証機関登録事業者の認定及び登録

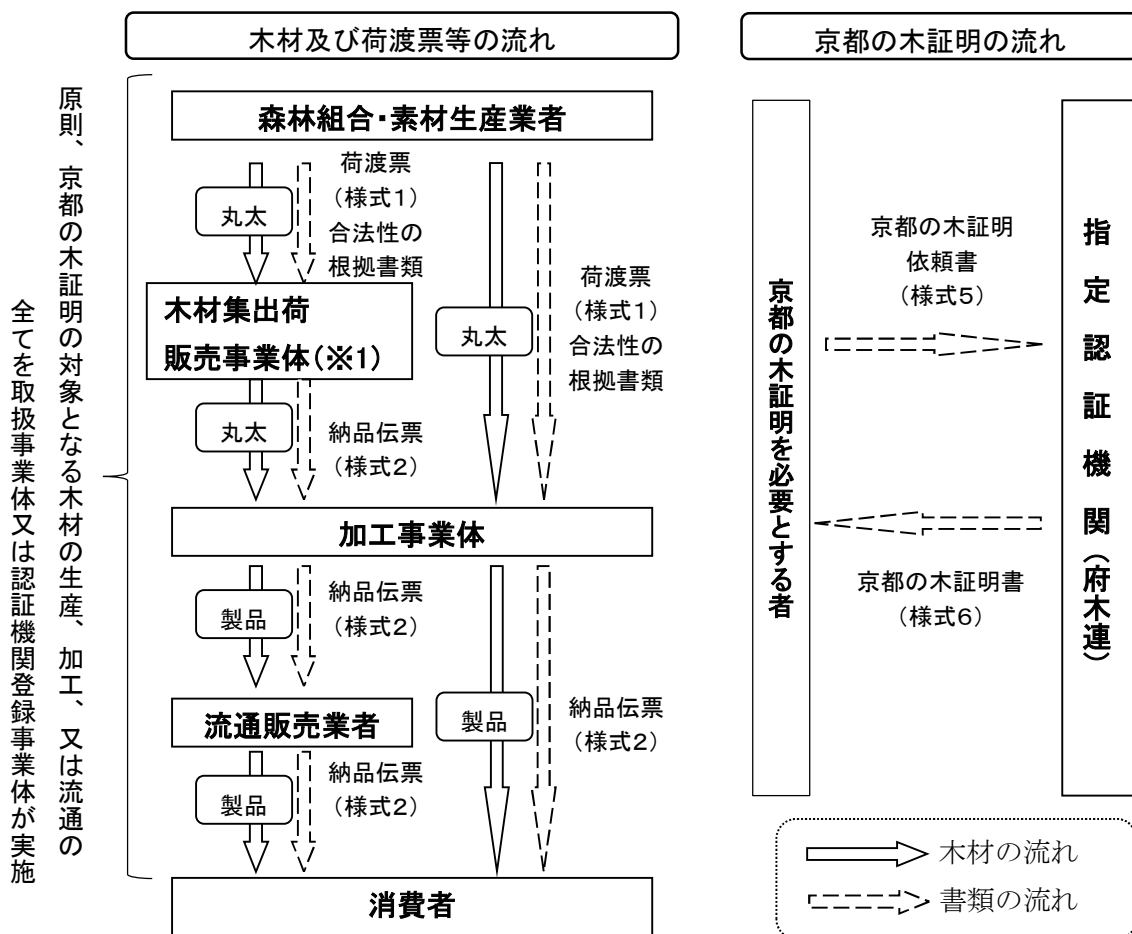
実施要綱第2条第1項第10号に規定する京都府産木材証明に係る認証機関登録事業者の認定及び登録は、会長が別に定める一般社団法人京都府木材組合連合会京都府産木材認証制度実施プログラム認証機関登録事業者認定登録要領（以下「認証機関登録事業者認定登録要領」という。）によるものとする。

### 3 京都の木証明の手続き及び様式

#### (1) 取扱事業者又は認証機関登録事業者が整備する荷渡票等について

取扱事業者又は認証機関登録事業者は、それぞれ実施要綱第15条第1項、認証機関登録事業者認定登録要領第4条第1項の規定により、京都府産木材の丸太又は丸太以外の木材を譲り渡す場合に必要な事項が記載された荷渡票等をこれらを譲り受ける者に提出する。

図－5 京都の木証明の流れ



※1 木材集出荷販売事業者とは、原木市場、原木中間土場（ストックヤード）運営者等、原木の流通販売事業者等の木材の集出荷販売を行う事業者をいう。

【注】京都の木証明は、京都の木証明依頼書に添付された荷渡票等を基に行うため、荷渡票等で確認できる木材の生産、加工又は流通の段階までの証明となる。

### **森林組合・素材生産業者**

生産した丸太を、木材集出荷販売事業者及び加工事業者に出荷する際に発行する荷渡票に、当該丸太の、出荷日、樹種、本数又は材積、伐採された地域、取扱事業者名及び認定番号又は認証機関登録事業者名及び認定登録番号、及び当該丸太の材料となる樹木が法令に適合して伐採された旨などを記す。（参考【様式1】）

また、森林組合・素材生産業者は、当該丸太の生産に係る合法性の根拠書類及び譲り渡しに係る帳票類を5年間、管理・保管する。

### **木材集出荷販売事業者**

京都の木証明の対象となる木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者又は認証機関登録事業者からの入荷であることを確認する。

丸太の購入者（特に、本認証制度に参画している取扱事業者又は認証機関登録事業者が購入した場合）に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号又は認証機関登録事業者名及び認定登録番号、納品日、品名（樹種）、数量（材積等）、生産地、当該丸太の合法性の確認結果及び当該木材が京都の木証明の対象となる旨を記載する。（参考【様式2】）

また、木材集出荷販売事業者は森林組合・素材生産業者が発行する荷渡票及び森林組合・素材生産業者から提供のあった合法性の根拠書類を5年間、管理・保管する。

### **加工事業者**

京都の木証明の対象となる木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者又は認証機関登録事業者からの入荷であることを確認する。

木材の購入者に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号又は認証機関登録事業者名及び認定登録番号、品名（樹種）、数量（材積等）、当該木材の原料となる樹木の伐採地が京都府である旨、当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨、及び当該木材が京都の木証明の対象となる旨を記載する。（参考【様式2】）

加工事業者は、木材を販売した事業者が発行した荷渡票等を5年間管理・保管する。

ただし、森林組合・素材生産業者から丸太を直接購入した場合は、当該丸太に係る合法性の根拠書類も5年間管理・保管する。

### **流通販売業者**

京都の木証明の対象となる木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者又は認証機関登録事業者からの入荷であることを確認する。

木材の購入者に対して発行する納品書に、取扱事業者名及び認定番号又は認証機関登録

事業者名及び認定登録番号、品名（樹種）、数量（材積等）、当該木材の原料となる樹木の伐採地が京都府である旨、当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨、及び当該木材が京都の木証明の対象となる旨を記載する。（参考【様式2】）。

また、加工事業者など木材を販売した事業者が発行した納品伝票を5年間管理・保管する。

ただし、森林組合・素材生産業者から丸太を直接購入した場合は、当該丸太に係る合法性の根拠書類も5年間管理・保管する。

#### **緑の事業者・消費者（施工業者等）**

京都府産木材を入荷した場合、当該木材が取扱事業者又は認証機関登録事業者からの入荷であること、当該木材の入荷伝票に京都府産及び当該木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨の記載があることを確認する。

また、加工事業者など木材を販売した事業者が発行した納品伝票を5年間管理・保管する。

## (2) 京都の木証明の手続き及び様式

京都の木認証に係る手続きは、次のとおりとする。ただし、ウッドマイレージCO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続きは、Ⅲのとおりとする。

京都の木証明書の発行を希望する者は、京都の木証明依頼書【様式5】に必要事項を記入し、必要な書類（※3）を添えて府木連に提出し、下記に定める申請手数料と発行手数料を合計した金額を支払う。

再度証明書の発行を希望する場合は、下記に定める発行手数料を支払う。

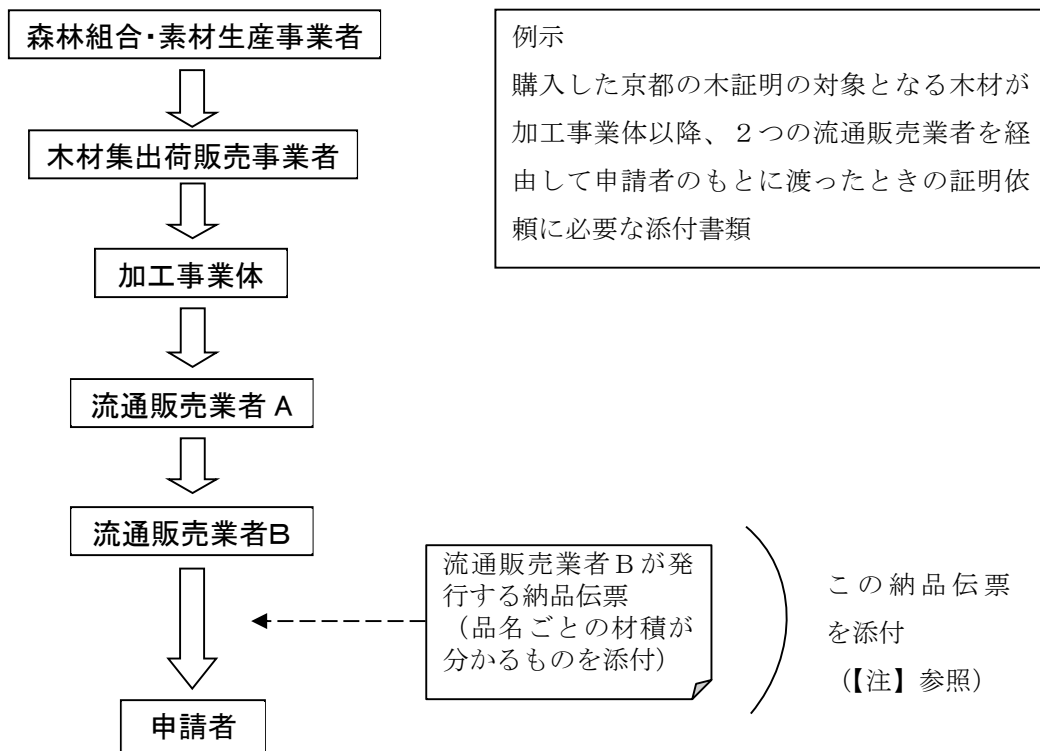
### 手数料（税込み）

証明手数料	基本額	協議会（※2）会員の額
申請手数料	7,040円/件	4,400円/件
発行手数料	1,760円/件	1,100円/件

※2 協議会とは、京都府産木材利用推進協議会をいう。

※3 必要な書類とは、納材業者（取扱事業者又は認証機関登録事業者）が発行した、申請者（施工業者、施主等）宛荷渡票等（又は請求伝票）の写しである。（図-6参照）

図-6 京都の木証明依頼書に必要な書類



【注】京都の木証明は、依頼書に添付された荷渡票等を基に行うため、荷渡票等で確認できる木材の生産、加工又は流通の段階までの証明となる。

【参考】依頼書等の各申請様式は府木連のウェブサイトに掲載する。

#### 4 京都の木証明書の発行

府木連は提出された京都の木証明依頼書及び添付資料を基に京都の木証明書【様式6】を発行する。

京都の木証明書を再度発行した場合には、当該証明書に再発行である旨及びその日付を記載する。

#### 5 事後調査の実施

京都の木証明書を発行した木材の生産、加工、流通の確認のため、以下の方法により事後調査を行う。

##### (1) 木材の生産、加工、流通の確認

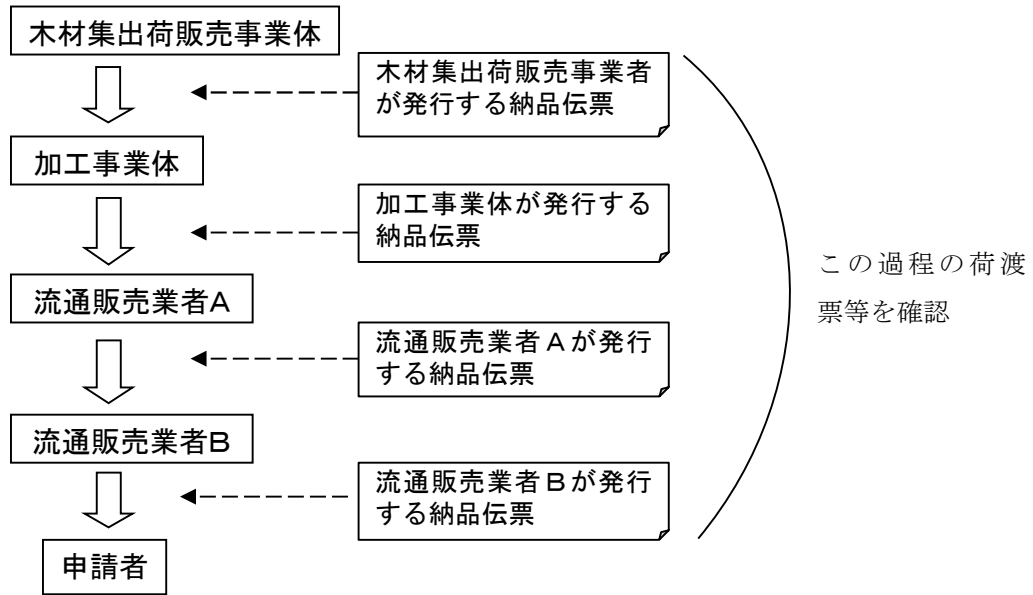
- ① 毎月の京都の木証明書発行の一覧を翌月の7日までに京都府に報告し、併せて当該実績から1割の抽出を依頼する。
- ② 京都府により抽出された京都の木証明書の発行案件について、当該木材の生産、加工、流通に係る荷渡票等（写）を取扱事業体又は認証機関登録事業体から入手し、次に掲げる内容について、確認を行う。（図-7）

ただし、京都府産の丸太を生産する取扱事業体又は認証機関登録事業体（素材生産事業者等）、又は木材集出荷販売を行う取扱事業体又は認証機関登録事業体（原木市場等）から毎月京都府産の丸太を調達し、その数量が年間 3,000 m<sup>3</sup>を超える取扱事業体又は認証機関登録事業体から京都府産の丸太の入荷に係る荷渡票等を頻繁に入手する必要がある場合、その都度入手する荷渡票等の代わりに、樹種ごと入荷元の事業体ごとに毎月の入荷量を整理した一覧表と四半期ごとに1月分の荷渡票等に変えることができる。

##### 【確認事項】

- ・木材の生産、加工、流通の過程における荷渡票等における品名ごとの材積、規格等の整合性がとれていること
  - ・荷渡票等に、取扱事業体認定番号又は認証機関登録事業体登録番号、樹種、品名ごとの材積等、当該木材の原料となった樹木の伐採地域が京都府である旨、当該木材が法に適合している旨、及び当該木材がウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 認証又は京都の木証明の対象となる旨の記載があること
  - ・当該木材が取扱事業体又は認証機関登録事業体のみにより生産、加工、流通された木材であること
- ③ 事後調査の実施結果について、京都府に報告する。
  - ④ 事後調査において錯誤又は故意による不正の疑いが発見された場合は、京都府と協議のうえ、関係事業体へのヒアリング及び指導を行う。

図ー7 事後調査で確認する伝票



6 取扱事業者、緑の事業者、緑の建築ネットワーク及び認証機関登録事業者に対する指導・助言について

取扱事業者、緑の事業者、緑の建築ネットワーク、認証機関登録事業者及び認定登録申請のあった事業者に対して、府及び京都府産木材利用推進協議会と連携して、京都府産木材の分別管理、木材履歴を証明できる書類の管理、その他制度の運営について適切な指導及び助言を行う。

Ⅲ ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続き

1 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証と京都の木証明を合わせて依頼する場合の手続き及び様式

ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書及び京都の木証明書の発行を合わせて希望する者は、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証及び京都の木証明依頼書【様式7】に必要な事項を記入し、必要な書類（※3）を添えて府木連に提出し、下記に定める申請手数料と発行手数料を合計した金額を支払う。

再度認証書及び証明書の発行を希望する場合は、下記に定める発行手数料を支払う。

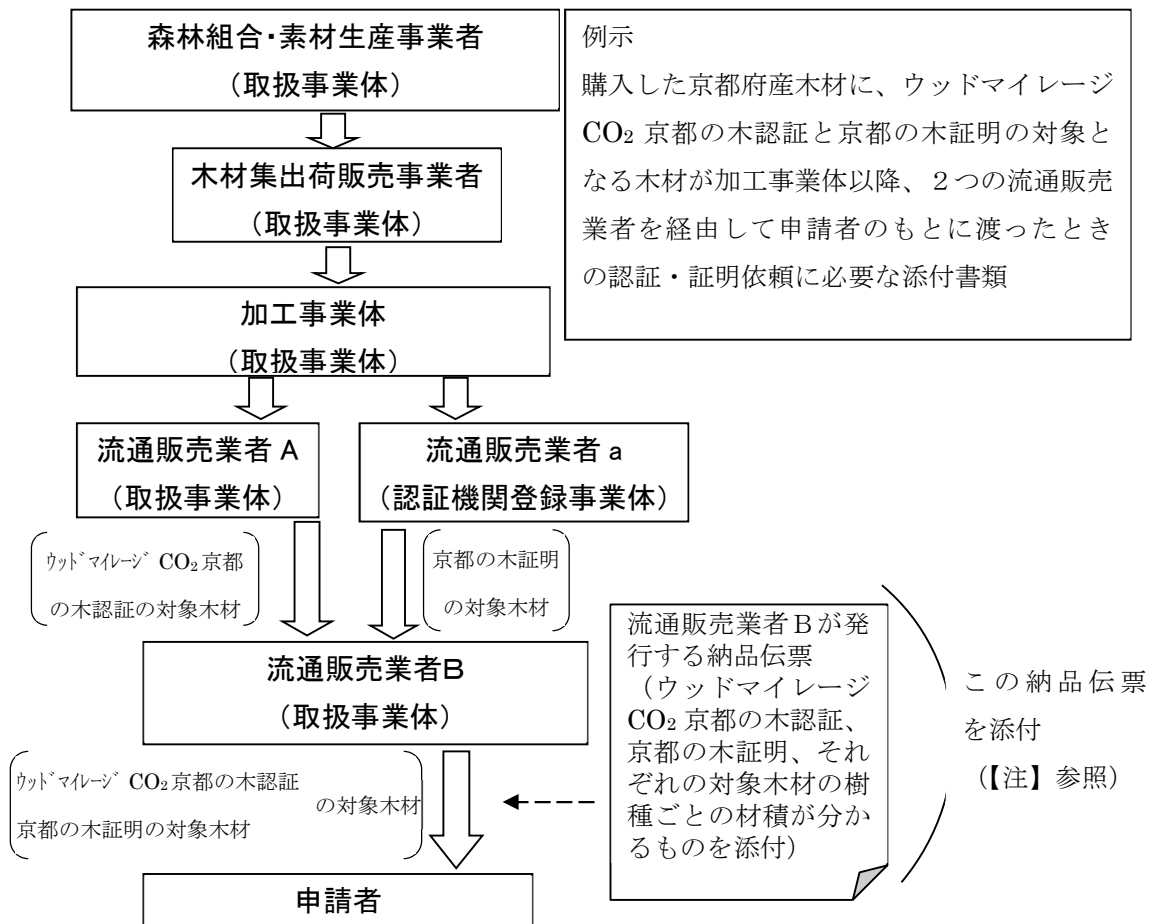
手数料（税込み）

証明手数料	基本額	協議会（※2）会員の額
申請手数料	7,040円/件	4,400円/件
発行手数料	3,520円/件	2,200円/件

※2 協議会とは、京都府産木材利用推進協議会をいう。

※3 必要な書類とは、納材業者（取扱事業者又は認証機関登録事業者）が発行した、申請者（施工業者、施主等）宛荷渡票等（又は請求伝票）の写しである。（図-8参照）

図-8 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証及び京都の木証明依頼書に必要な書類





【注】 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証及び京都の木証明は、依頼書に添付された荷渡票等を基に行うため、荷渡票等で確認できる木材の生産、加工又は流通の段階までの証明となる。

【注】 伝票において、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証、京都の木証明、それぞれの対象木材の樹種ごとの材積が記載されている必要がある。

【参考】 依頼書等の各申請様式は府木連のウェブサイトに掲載する。

## 2 ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書と京都の木証明書の発行

府木連は提出されたウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証及び京都の木証明依頼書及び添付資料を基にウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木対象木材については、Ⅰの3に準じてウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書【様式4】、京都の木証明対象木材についてⅡの4に準じて京都の木証明書【様式6】を発行する。

再度発行した場合には、再発行である旨及びその日付を記載する。

## 3 事後調査の実施

Ⅲの2において発行したウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書、京都の木証明書について、それぞれ、Ⅰの4、Ⅱの5の事後調査を行う。